

15年度相談まとめ

劇場型勧誘が巧妙化

(2016年6月21日掲載原稿)

2015年度に県立消費生活センターが受けた相談は3,082件で、前年度から148件(4.6%)減少しました。

最も相談の多かった商品・サービスは、「放送・コンテンツ等」の524件。アダルト情報サイトのワンクリック請求に関する相談が268件と半数以上を占めています。

次に多かったのは「インターネット通信サービス」で、202件の相談がありました。「ネットの接続料金が安くなる」と電話で説明され、内容を十分理解しないまま契約してしまったといった相談が幅広い年代から寄せられています。

全体の相談件数が減少する中、前年度46件だった「移动通信サービス」に関する相談が83件と増加しました。多くは携帯電話やモバイルデータ通信に係る契約や料金に関するトラブルで、勧誘時の説明不足等による解約の相談が目立ちます。

また、高齢者が狙われる「劇場型勧誘」の手口がより巧妙化・悪質化しています。実際には存在しない被災者住宅への入居権の譲渡を持ちかけ、トラブルを仕立てた揚げ句、金銭をだまし取ろうとする事例もありました。他にも消費生活センター等をかたって、個人情報削除を持ちかける手口もありますが、公的機関がこのような電話をすることは絶対にありません。

消費者トラブルでは、新しいタイプの手口が次々発生しています。「何かおかしい」と思ったら、トラブルかどうか明確でなくても、すぐに消費生活センターや市町村の窓口、信頼できる身近な人に相談しましょう。

高齢者の場合は、周囲の人の見守りも重要です。家族や知り合いが何か困っていないか、日頃から声を掛け合うようにしておくとい良いでしょう。